

令和7年2月17日
子育て・若者支援特別委員会資料
区民部子ども家庭支援センター

女兒死亡事例の検証結果について

1 概要

本区に在住し、要保護児童として子ども家庭支援センターが関わっていた女兒（当時4歳）が亡くなった事例について、東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会において検証が行われ、令和7年1月28日に検証結果が公表された。

2 経緯

年月日	内 容
平成28年10月	父・母・兄・姉が他県から台東区に転入
11月	子ども家庭支援センターが初めての家庭訪問実施
12月	養育困難で要保護受理
平成30年12月	児童相談センターに援助要請
平成31年 1月	本児出生
2月	児童相談センターによる児童福祉司指導開始
3月	母逮捕、本児・兄・姉を児童相談センターが一時保護
9月	本児一時保護解除、A認可外保育施設に入園
令和2年 4月	B保育所に転園
令和3年 1月	児童相談センターによる児童福祉司指導を解除
令和4年 3月	C認可外保育施設に転園
9月	D保育所に転園 保育園から本児の傷あざが連続して報告される
12月	E保育所に転園
令和5年 3月	本児死亡
令和6年 2月	父・母逮捕
6月	東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会ヒアリング
令和7年 1月	東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告

3 検証部会による提言

検証部会からは、本件に関与した機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所、保育所及び認可外保育施設）及び関係機関全体の対応に関する課題と改善策が提言された。

○子ども家庭支援センターの対応について（抜粋） ※詳細別紙1 参照

対応に関する課題	改善策
<p>家庭状況、保護者のアセスメント不足等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児の家庭での生活時間が短い理由の確認等ができておらず、家庭の養育力のアセスメントやリスク判断が不十分であった。 	<p>家庭状況、保護者の適切なアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の精神状況に不安のあるケースは特に、家庭の養育力のアセスメントやリスク判断等を丁寧に行う必要がある。
<p>本児の心理的アセスメント不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本児が心理的ダメージを受けていた可能性があったにもかかわらず、心理的なアセスメントをしていなかった。 	<p>子どもの適切な心理的アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心理的側面にも着目し、アセスメントを行い、関係機関と共有する必要がある。
<p>ケース状況変化時の再アセスメント未実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の関与終了後、訪問を拒否され電話連絡のみとなる等、一時保護解除時点から家庭状況や父母の対応が変化していたが、その状況に対する働きかけが不十分であり、再アセスメントの必要性を認識していなかった。 	<p>ケース状況変化時の再アセスメント実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の関与終了後、ケース状況に変化が起きた際は速やかな児童相談所への相談、再アセスメント、関係機関への情報共有及び児童相談所への援助要請等の検討が重要である。 ・長期に渡るケースは状況の変化に気付きにくいいため組織的な進行管理を行うことが重要である。
<p>本児の傷あざ、健康状態への確認不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所から、受傷機転不明な傷あざがあり、虐待の疑いを感じさせる本児の発言について報告があったにもかかわらず、父への電話確認にとどまり、家庭訪問を行わなかった。また、保育所から本児が眠ってしまいなかなか起きない状況について報告があったにもかかわらず、迅速に確認を行わなかった。 	<p>子どもの傷あざ、健康状態への適切な確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受傷機転が不明な傷あざがある場合や、虐待の疑いを感じさせる発言がある場合は、子どもに丁寧にヒアリングを行い、正確な情報を確認すること。 ・懸念事項が発生した場合、単純な注意喚起のみとならないよう、保護者と共に対処策を考えることが必要である。
<p>保育施設への不十分な依頼、情報共有不足等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設に連絡・訪問を行っているにもかかわらず、「引続き見守ってほしい」等と伝えるにとどまり、具体的な確認事項の申し合わせができていなかった。また、主体的に保育施設に対し情報収集を行えていなかった。 	<p>保育施設への具体的な依頼、転園時の引継ぎ対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター側からも積極的に情報収集する姿勢が必要である。また、転園がある場合は転園先に適切に引継事項として情報提供していくことも検討が必要である。
<p>ネグレクトに関する危機感の共有不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設に対しネグレクト状況について報告が不要であると捉えられる限定的な依頼にとどまっていた。また、子ども家庭支援センター職員の発言が保育施設の先入観につながり、危機感を持つ意識が薄れた可能性がある。 	<p>ネグレクトに関する危機感の共有、先入観への注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクト、心理的虐待も保育施設等への積極的に報告を求める声掛けが必要である。また、先入観はリスクの見立てが甘くなる等につながるため注意が必要である。

4 子ども家庭支援センターにおける取組

(1) 適切なアセスメントの実施

- ①新規受理した際のリスクアセスメントだけでなく、ケースに関わる中で状況が変化した際の再リスクアセスメント実施の徹底
- ②心理職による子供の心理アセスメントができる体制の構築
- ③担当者が先入観に基づき判断しないよう、令和7年度より都児童相談センター従事経験者への相談を実施
- ④外出先での面談時にもリアルタイムに状況等を共有することで、より速やかにアセスメントを実施し方針を決定できるよう、令和7年度よりタブレットアプリを導入

(2) 関係機関との連携強化

- ①本件における情報連携に関する関係課による合同振り返りの実施
- ②就学前施設や小中学校等に対して児童虐待の防止に向けた対応について改めて周知
- ③こども家庭センター機能として、子ども家庭支援センターと保健サービス課による合同ケース会議を令和6年4月より毎月開催
- ④令和7年度より子ども家庭支援センター職員と都児童相談センター職員による合同研修、グループワークを実施
- ⑤（再掲）令和7年度より都児童相談センター従事経験者への相談の実施

(3) 職員の育成

- ①子ども家庭支援センター内における本件に関する振り返りの実施
- ②令和6年度より都児童相談センター従事経験者による研修を新たに実施
- ③（再掲）令和7年度より都児童相談センター従事経験者への相談の実施
- ④（再掲）令和7年度より子ども家庭支援センター職員と都児童相談センター職員による合同研修、グループワークを実施